

防衛庁が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

「平成 17 年度 事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」（平成 17 年 8 月 31 日付け防官政第 6644 号による送付分）における 22 件の政策評価のうち、防衛庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した事業評価方式による 8 件（注）の政策評価

（注）送付を受けた 22 件の政策評価のうち、個々の研究開発課題を対象とした評価（13 件）の政策評価については、別途整理する予定である。

2 事前の事業評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-A）。事前評価においては、一定規模以上の事業費を要する個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助を実施することを目的とする政策について、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び同法施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業や規制等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、さらに質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握及び得ようとする効果の達成見込みについて）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。事前評価を行う場合には、政策を決定する前の時点において、当該政策

の実施により得られると見込まれる政策効果を把握した上で、「得ようとする効果」と「実際に見込まれる効果」との関係性を明らかにし、当該政策の有効性を検証することが必要である。すなわち、事前評価においては、当該政策を実施することにより得ようとする政策効果は本当に得られるのか、その確実性（安定性）はどの程度のものであるのかについて明らかにしていくことが求められる。

また、得ようとする政策効果が費用に見合ったものとなっているかどうか等の効率性に関する予測は、評価の対象とされる政策に適合した測定手法が開発されない状況において定量的に行うことは必ずしも容易なことではない。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により得ようとする効果について、実際にどの程度得られると見込まれるかなど、得ようとする効果の達成見込みの確からしさがどのように検証されているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られるかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成17年度 事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」における6件の事業評価（事前）のうち、防衛庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した6件についての審査の結果は、以下のとおりである（詳細は、別添1「政策評価審査表（事業評価（事前）関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	効果の達成見込みに 関する検証方法		効率性に関する情報	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の 特定性
				推論	その他			
13	横田飛行場管理棟（貨物）整備事業	管理棟1棟及び附帯施設（駐車場、排水設備等）を整備	○			○	○	○
14	岩国飛行場汚水処理施設整備事業	汚水処理施設及び附帯施設（ポンプ室、外柵等）を整備	○			○	○	○
15	岩国飛行場整備用格納庫整備事業	整備用格納庫1棟及び附帯施設（駐車場、駐機場等）を整備	○			○	○	○
16	厚木海軍飛行場倉庫（一般）整備事業	倉庫1棟及び附帯施設（ごみ置き場、駐車場等）を整備	○			○	○	○
17	厚木海軍飛行場整備用格納庫整備事業	整備用格納庫1棟及び附帯施設（駐車場、自転車小屋等）を整備	○			○	○	○
18	ホワイト・ビーチ地区汚水処理施設整備事業	汚水処理施設及び附帯施設（ポンプ室、外柵等）を整備	○			○	○	○
合 計			○=6			○=6	○=6	○=6
(備考)								

(注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」「どの程度」「どうする」のかが明らかにされているなどのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「-」を記入している。

2 「効果の達成見込みに関する検証方法」欄には、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入している（複数もあり得る。）。

「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。

<その他（例示）>

「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。

「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。

「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。

なお、施設整備のうち、施設の性能が明確でありかつ当該施設の利用が確実に見込まれることにより、施

設の完成によって得ようとする効果が得られることとなるものについては、当該欄に斜線を記入している。

- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要する費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要する費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「－」を記入している。
- 4 「検証を行う時期の特定」欄には、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されている場合には「○」、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていない場合、若しくは、当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されている場合には「△」、実施することが明らかにされていない場合は「－」を記入している。
- 5 「政策効果の把握の方法の特定性」欄には、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされている場合には「○」を、効果の把握の方法が不明確の場合には「△」を記入している。

3 事後（中間段階）の事業評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針Ⅰ－5－ア）。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ② 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが、具体的に把握されているか。また、把握された効果が、得ようとする効果の全体を表すものとなっているか。
- ③ 費用に見合った政策効果が得られたかどうかについて、どのような説明がされているか。また、定量的な分析は試みられているか。

（把握された効果と評価結果との関連性について）

事業評価方式を用いた事後評価（事後の検証）においては、事前の時点に行った評価内容を踏まえ、実際に得られた政策効果を把握・測定した上で、あらかじめ期待していた政策効果が得られたのかどうか、見込んでいた政策効果と比べて実際に得られた政策効果はどのように評価されるものなのかを明らかにしていくことが求められる。

特に事後評価の対象となる事務事業等が継続中のものである場合（中間段階の評価）には、社会経済情勢の変化、実際の効果の発現状況等を踏まえ、今後とも継続していくことで得ようとする効果が当初の見込みどおりに確保できるのかについての分析が求められる。

この審査においての点検を行っているのは、次の項目である。

- 中間段階の評価においては、発現した政策効果の把握の状況を踏まえつつ、当

該政策の継続、中止等の反映方針との関係において合理的な説明が行われているか。

(2) 審査の結果

「平成17年度 事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」における2件の事業評価（中間段階）のうち、防衛庁が概算要求に関連して行い予算要求等へ反映した2件についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである（詳細は、別添2「政策評価審査表（事業評価（中間段階）関係）」参照）。

【審査結果整理表】

整理番号	政策	手段	得ようとする効果の明確性	把握した効果の客観性	効率性に関する情報	把握された効果と評価の結果との関連性
1	96式装輪装甲車	73式装甲車の後継として、96式装輪装甲車を整備	△	○	—	○
2	戦闘機（F-2）	戦闘機（F-1）等の減勢に対応して、戦闘機（F-2）を整備	△	○	—	○
合計（2政策）			△=2	○=2	—	○=2
（備考）						

- (注) 1 「得ようとする効果の明確性」欄には、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのかその状態が具体的に特定されている場合には「○」を、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていない場合には「△」を、得ようとする効果についての記載がない場合には「—」を記入している。
- 2 「把握した効果の客観性」欄には、実際に得られた効果が具体的に把握されている（「何が」、「どの程度」、「どうされた」）場合には「○」を、効果についての記載はあるがどの程度の効果が得られたのかが明確にされていない場合、効果の把握が個別的なものにとどまっており全体を表していない場合、「得ようとする効果」が複数挙げられているにもかかわらず、そのうちの主要な効果が把握されていない場合等には「△」を、効果についての記載がない場合には「—」を記入している。
- 3 「効率性に関する情報」欄には、当該政策（施策や事業）の実施に要した（要する）費用等に関する分析の結果が示されている場合には「○」（当該政策の実施に要した（要する）費用等と当該政策により得られた（得られると見込まれる）政策効果との関係について定量的な分析が試みられている場合には「◎」）を、当該政策の実施に要した（要する）費用等の見込額、従来からの活動等についての予算執行額（実績額）等の記載にとどまっている場合には「△」を、上記の情報が記載されていない場合には「—」を記入している。
- 4 「把握された効果と評価の結果との関連性」欄には、把握された効果と評価の結果との関連性について、不整合が特にみられない場合には「○」を、両者の関連性について必要な説明がなされていない場合には「△」を記入している。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度末を目途に別途取りまとめる予定である。

【別添1】

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

（説明）

本審査表は、公表された防衛庁の「平成17年度 事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」に基づき総務省の責任において整理したものである。各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「有効性」欄	「効果の達成見込みの根拠」欄	政策の実施により「得ようとする効果」が実際に得られる見込みについて、それがどの程度確実なものなのか、その根拠（確からしさ）が評価の過程でどのように検証されたのかを整理して記入した。
	「分類」欄	<p>「得ようとする効果の達成見込みの根拠」の内容について、推論及び比較・推計・実験のうち該当する分類を記入した（複数もあり得る。）。</p> <p>「推論」 定性的な説明等により、得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを説明している。</p> <p>＜その他の検証方法（例示）＞</p> <p>「比較」 過去の同種類別の政策の実施等により得られた効果、実績等を基に、今回の政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを帰納的に根拠付けている。</p> <p>「推計」 定量的なデータの集計・分析等に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを一定の手法により算出し根拠付けている。</p> <p>「実験」 実験や研究の結果に基づき、当該政策の実施により得ようとする効果が実際に得られると見込まれることを実証的に根拠付けている。</p>
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		<p>以下に該当するものについて記入した。</p> <p>「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの</p> <p>「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの</p>
「検証を行う時期」欄		事後に検証を予定している場合に、その検証を実施する時期を記入した。
「効果の把握の方法」欄		事後の検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
13	<p>横田飛行場管理棟（貨物）整備事業</p> <p>在日米空軍の航空貨物の管理業務の効率化を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与</p>	<p>管理棟1棟及び附帯施設（駐車場、排水設備等）を整備</p> <p>【平成18年度予算概算要求額】 約16億円 (後年度負担分含む) 【総費用】 約27億円</p> <p>【事業実施期間】 平成14～20年度</p>	<p>○作業室等が狭隘であるため、航空貨物の仕分け作業等をやむを得ず屋外で取り扱わなければならない、その使用に制限を受けている状況の解消</p> <p>○老朽化が著しく壁面等の破損に対し度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要している状況の解消</p> <p>○建物が分散配置されているため貨物等の一元的な管理ができず情報伝達に時間を要するなど、効率的な業務が行えない状況の解消</p>	<p>米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、当該事業を実施することから、効果の達成は可能と判断</p>		<p>【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年6月23日条約第7号）</p> <p>【効率性】 ・事業実施について2案作成し、老朽化の解消、狭隘の解消、管理の一元化、情報伝達の効率化、経済性の5項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明</p>	<p>工事完了後直ちに実施</p>	<p>施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認</p>

整理 番号	政 策 (名称、目的等)	手 段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性 に関する特記事項	検証を 行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
14	<p>岩国飛行場内から生じる汚水の適正な処理環境の確保を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与</p>	<p>汚水処理施設及び附帯施設(ポンプ室、外柵等)を整備</p> <p>【平成18年度予算概算要求額】 約27億円 (後年度負担分含む)</p> <p>【総費用】 約29億円</p> <p>【事業実施期間】 平成16～20年度</p>	<p>○老朽化が著しく度重なる維持補修を強いられ多大な労力を要している状況並びに建設時点よりも汚水量が増加したことにより、汚水処理のため必要以上に稼働させなければならぬことから多大な支障を及ぼしている状況など機能不備による問題の解消</p>	<p>米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、当該事業を実施することから、効果の達成は可能と判断</p>		<p>【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月23日条約第7号)</p> <p>【効率性】 ・事業実施について2案作成し、機能不備の解消、代替施設の確保、敷地面積、経済性の4項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明</p>	<p>工事完了後直ちに実施</p>	<p>施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
15	<p>岩国飛行場整備用格納庫整備事業</p> <p>在日米海兵隊の航空機の適正な整備環境の確保等を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与</p>	<p>整備用格納庫1棟及び附帯施設(駐車場、駐機場等)を整備</p> <p>【平成18年度予算概算要求額】 約10億円 (後年度負担分含む) 【総費用】 約21億円</p> <p>【事業実施期間】 平成16～20年度</p>	<p>老朽化が著しく壁面の剥離等の劣化に対し度重なる維持補修が強いられ多大な労力を要している状況の解消</p>	<p>米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、当該事業を実施することから、効果の達成は可能と判断</p>		<p>【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月23日条約第7号)</p> <p>【効率性】 ・事業実施について2案作成し、老朽化の解消、代替施設の確保、運用の効率、経済性の4項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明</p>	<p>工事完了後直ちに実施</p>	<p>施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認</p>
16	<p>厚木海軍飛行場倉庫(一般)整備事業</p> <p>在日米海軍の一般日常用品等の適正な保管の確保等を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与</p>	<p>倉庫1棟及び附帯施設(ごみ置き場、駐車場等)を整備</p> <p>【平成18年度予算概算要求額】 約8億円 (後年度負担分含む) 【総費用】 約14億円</p> <p>【事業実施期間】 平成14～20年度</p>	<p>○老朽化が著しく、各建物の外壁等のひび割れにより度々漏水が生じており、一般日常用品等の保管品に被害が生じるおそれがあるなど適正な保管が行えない状況の解消</p> <p>○建物が分散配置されているため、物品の移動及び管理の際、各棟への情報伝達に時間を要するなど効率的な業務を行うことができない状況の解消</p>	<p>米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を確認の上、当該事業を実施することから、効果の達成は可能と判断</p>		<p>【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月23日条約第7号)</p> <p>【効率性】 ・事業実施について2案作成し、老朽化の解消、備品等の共有、業務の効率化、経済性、用地確保の5項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明</p>	<p>工事完了後直ちに実施</p>	<p>施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認</p>

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	有効性		必要性及び効率性に関する特記事項	検証を行う時期	効果の把握の方法
				効果の達成見込みの根拠	分類			
17	厚木海軍飛行場整備用格納庫整備事業 在日米海軍の航空機の適正な整備施設の確保等を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与	整備用格納庫1棟及び附帯施設(駐車場、自転車小屋等)を整備 【平成18年度予算概算要求額】 約24億円 (後年度負担分含む) 【総費用】 約30億円 【事業実施期間】 平成13～20年度	○既存施設が、狭隘であるため日米海軍の航空機に対して適正な整備業務が行えない状況の解消 ○老朽化が著しく、各建物の床面等のひび割れ等により安全な整備作業が行えない状況の解消 ○建物が分散配置されているため、情報伝達に時間を要するなど、効率的な業務を行うことができない状況の解消	米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を確認の上、当該事業を実施することから、効果の達成は可能と判断		【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月23日条約第7号) 【効率性】 ・事業実施について2案作成し、老朽化の解消、狭隘の解消、管理の一元化、情報伝達の効率化、敷地の確保、経済性の6項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明	工事完了後直ちに実施	施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認
18	ホワイト・ビーチ地区污水处理施設整備事業 艦船の寄港時における各種作業性の向上等業務の効率化を図り、これにより米軍の円滑な駐留に資するとともに、ひいては日米安保体制の円滑かつ効果的な運用の確保に寄与	污水处理施設及び附帯施設(ポンプ室、外柵等)を整備 【平成18年度予算概算要求額】 約14億円 (後年度負担分含む) 【総費用】 約26億円 【事業実施期間】 平成9～22年度	寄港する艦船からの汚水を処理する施設がなく、停泊中の艦船から発生する汚水は艦船内に貯留しているが、その汚水貯留能力にも限界があり、停泊期間が制限されることから、物資の積み卸し作業に制約が加えられるなど、効率的な業務が行えない状況の解消	米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、当該事業を実施することから、効果の達成は可能と判断		【必要性】 ・日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和35年6月23日条約第7号) 【効率性】 ・事業実施について2案作成し、処理能力、敷地の確保、経済性の3項目について比較検討し、当該手段を採用したことを説明	工事完了後直ちに実施	施設の完成検査により、米軍と綿密な調整を行い詳細な所要を把握の上、日本国内法及び調査の結果を踏まえた設計図書どおりに施設が整備されたことを確認

(注) 防衛庁「平成17年度 事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」に基づき当省が作成した。

【別添2】

政策評価審査表（事業評価（中間段階）関係）

（説明）

本審査表は、公表された防衛庁の「平成17年度 事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」を基に総務省の責任において整理したものである。各欄の記載事項については、以下のとおりである。

欄 名		記 載 事 項
「整理番号」欄		評価書の記載番号を基に記入した。
「政策（名称、目的等）」欄		評価の対象とされた施策の名称、目的等を記入した。
「手段」欄		政策目的の実現のために具体的に講じる手段を記入した。
「得ようとする効果」欄		政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。
「効果の把握・測定」欄	「効果の把握の方法」欄	実際に得られた効果の把握・測定方法を記入した。
	「把握した効果」欄	実際に得られた効果を記入した。
「必要性及び効率性に関する特記事項」欄		以下に該当するものについて記入した。 「必要性」 当該政策の実施を明確に位置付けている法令、閣議決定等の政府方針に基づいていることが記述されているもの 「効率性」 当該政策の実施に要する費用等と当該政策により得られると見込まれる政策効果との関係について分析が試みられているもの
「評価の結果」欄		把握した効果を基礎として導き出された評価の結論を記入した。

政策評価審査表（事業評価（中間段階）関係）

整理番号	政策 (名称、目的等)	手段	得ようとする効果	効果の把握・測定		必要性及び効率性に関する特記事項	評価の結果
				効果の把握の方法	把握した効果		
1	<p>96式装輪装甲車</p> <p>新たな脅威や多様な事態、本格的な侵略事態、国際平和協力活動に実効的に対応するため、73式装甲車（装軌）の後継として普通科部隊等に装備し、敵の脅威下等における人員、物資の輸送に使用する96式装輪装甲車を整備する。</p>	<p>73式装甲車の後継として、96式装輪装甲車を整備</p>	<p>○広範な地域にわたり、迅速に多様な役割を果たすことを可能とする。</p> <p>○部隊の運用に応じた装備の導入を可能とする。</p>	<p>○各種訓練における運用状況</p> <p>○イラク人道復興支援活動における運用状況</p>	<p>○各種訓練において所期の性能を発揮</p> <p>○優れた機動力と一定の防護力を発揮して、平成15年度から実施しているイラク人道復興支援活動では、現地で輸送等の任務に使用され、安全かつ効果的な任務の遂行に寄与</p>	<p>【必要性】</p> <p>・「中期防衛力整備計画（平成17～21年度）」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）</p>	<p>96式装輪装甲車は、高速機動力及び長距離機動力に優れた装備であり、普通科部隊等の任務遂行上不可欠であることから、引き続き事業を継続</p>
2	<p>戦闘機（F-2）</p> <p>戦闘機（F-2）の整備は、戦闘機（F-1）等の減勢に対応し、戦闘能力等に優れた航空機を取得することにより、戦闘機等の体制の維持・向上を図る。</p>	<p>戦闘機（F-1）等の減勢に対応して、戦闘機（F-2）を整備</p>	<p>○基礎的戦闘能力の向上</p> <p>○着上陸侵攻対処能力の向上等</p>	<p>○領空侵犯措置任務及び訓練等の状況</p>	<p>○領空侵犯措置任務及び訓練等で使用されており、期待した性能を十分に発揮し、任務を円滑に遂行</p>	<p>【必要性】</p> <p>・「中期防衛力整備計画（平成17～21年度）」（平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定）</p>	<p>戦闘機（F-2）は、戦闘能力等に優れた性能を有している航空機であり、引き続き整備することが必要</p>

(注) 防衛庁「平成17年度事前、中間段階、事後の事業評価及び実績評価の政策評価書」に基づき当省が作成した。